

# 第130回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月28日(金曜日)午前10時

開催場所

東京商工会議所 5階 渋沢ホール

東京都千代田区丸の内3丁目2番2号  
丸の内二重橋ビル

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## Contents

株主の皆さまへ	2
第130回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	6
株主総会参考書類	8
(提供書面)	
事業報告	21
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告書	55

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2024年6月27日(木曜日)午後5時15分まで



## 企業理念

---

### 創業主意「わが国の福利を増進するの分子を播種栽培す」

「いま一粒の種をまく、それは我が国、日本の幸福、利益を増進する芽ばえを期待して、いまその種をまくのだ」と言う、当社創業者兼松房治郎が創業の際に宣言した主意です。「わが国の福利」とは明治時代に日本人が経済を発展させるための共通した社会的使命観でした。現在では、一般公共の利益、社会貢献、国際社会への寄与、人類への貢献などに通じる考え方であり当社の企業活動の原点となっています。この主意を受け継ぎ、基本理念にまとめたものが、1967年に兼松江商として合併を機に制定された「われらの信条」です。

### われらの信条

1. 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
2. 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
3. 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

## 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当事業年度の世界経済は、インフレ鈍化を背景に各国の金融引締め政策が転換点を迎え景気は軟着陸に向かいつつある一方、中国の景気停滞長期化、中東情勢悪化による地政学リスクの高まりなど先行き不透明な状況が続いています。

このような経営環境の中、当事業年度を最終年度とした6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」は、見直し後のすべての目標を達成し、親会社の所有者に帰属する当期利益は過去最高を更新することができました。

2025年3月期からの3ヵ年に向けては、新たな中期経営計画「integration 1.0」を策定しました。グループ一体経営の推進や、DX・GX、イノベーションを中心とした提供価値の拡充などを重点施策として掲げ、引き続き、当社の更なる企業価値の向上を目指し、様々な施策を進める考えです。今後もステークホルダーの皆さまの期待にお応えできるよう、兼松グループならではの価値を創造し続けるため一層の努力を重ねて参ります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 宮部佳也

株主各位

証券コード 8020  
2024年6月10日

神戸市中央区伊藤町119番地  
**兼松株式会社**  
代表取締役社長 宮部佳也

## 第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

[https://www.kanematsu.co.jp/ir/shareholder\\_general/](https://www.kanematsu.co.jp/ir/shareholder_general/)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8020/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「兼松」又は「コード」に当社証券コード「8020」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主総会会場へのご来場は、ご自身の体調を踏まえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月27日（木曜日）午後5時15分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### [電磁的方法（インターネット等）による場合]

6～7ページに記載の「議決権行使のご案内」および「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

#### [書面の郵送による場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

- 
1. 日 時            2024年6月28日（金曜日）午前10時
  2. 場 所            東京商工会議所 5階 渋沢ホール  
                         東京都千代田区丸の内3丁目2番2号 丸の内二重橋ビル
-

---

### 3. 目的事項

報告事項	1. 第130期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第130期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

---

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、連結注記表 および 個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

#### [ライブ配信のご案内]

株主総会会場にご来場されない株主さま向けに、インターネットで映像と音声をライブ配信する予定です。

なお、**ライブ配信を通じて、ご質問、議決権行使等を行うことはできません。**詳細につきましては、同封の「株主総会ライブ配信のご案内」をご参照ください。

# 議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## ▶ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、会場受付に同封の議決権行使書用紙のご提出をお願いいたします。

日時

**2024年6月28日 (金曜日)**  
午前10時

場所

東京商工会議所 5階 渋沢ホール  
東京都千代田区丸の内3丁目2番2号丸の内二重橋ビル

## ▶ インターネット等による議決権行使の場合



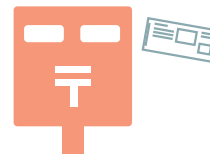
次ページの案内に従って、議案の賛否のご入力をお願いいたします。

議決権行使書用紙にインターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

行使期限

**2024年6月27日 (木曜日)**  
午後5時15分入力分まで

## ▶ 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご郵送をお願いいたします。

行使期限

**2024年6月27日 (木曜日)**  
午後5時15分到着分まで

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆さまに関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

### 議決権行使書面に賛否の表示がない場合の取扱いについて

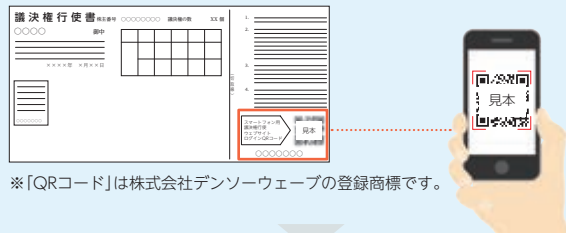
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

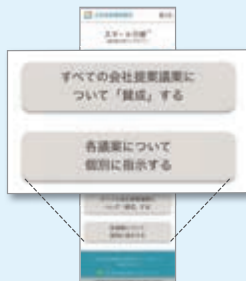
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト  
にログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話を利用して左の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイト  
に接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

ログインする



お手元の議決権行使書用紙に  
記載された「議決権行使コード」  
を入力し、「ログイン」を  
クリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」等  
を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)



## 株主総会参考書類

### 〔第1号議案〕取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

たに がわ

谷川

かおる

薫

再任

生年月日

1958年9月24日

所有する当社の株式数

39,700株



#### ● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月	当社入社	2014年 6月	執行役員制度拡充に伴い 取締役退任
2004年 7月	兼松米国会社サマセット支店長		常務執行役員就任
2008年 1月	当社情報・産業電子部長	2015年 6月	取締役 専務執行役員就任
2010年 6月	兼松コミュニケーションズ 株式会社に出向	2017年 6月	代表取締役社長就任
	同社取締役就任	2021年 6月	代表取締役会長就任
2011年 4月	当社企画部長		現在に至る
2013年 6月	取締役就任	(現担当業務)	内部監査担当

#### ● 取締役候補者とした理由

谷川 薫氏は、2017年以降当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を担っており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。2021年に代表取締役会長就任後も、当社グループ経営の監督およびガバナンスの強化に尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやべよしや  
宮部佳也

再任

生年月日

1959年1月21日

所有する当社の株式数

30,200株



● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	当社入社	2014年 6月	執行役員制度拡充に伴い 取締役退任
1999年 4月	電子機器部第一課長		常務執行役員就任
2001年 6月	兼松米国会社シカゴ支店勤務	2018年 6月	取締役 専務執行役員就任
2006年 2月	当社電子機器部長	2021年 6月	代表取締役社長就任
2012年 6月	取締役就任		現在に至る
		(現担当業務)	グループ成長戦略推進担当

● 取締役候補者とした理由

宮部佳也氏は、入社以来主に車両・車載、電子機器事業に従事し、2012年に取締役就任、海外サプライチェーンの構築など、収益基盤の強化に尽力し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2021年に代表取締役社長就任後も、当社グループ経営の推進にリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

つた の てつ ろう  
蔦野 哲郎

再任

生年月日

1969年4月3日

所有する当社の株式数

26,400株



● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 当社入社  
2007年 8 月 主計部経管理課長  
2012年 4 月 財務部資金課長  
2013年 4 月 財務部長  
2017年 6 月 取締役 執行役員就任  
2018年 6 月 取締役 上席執行役員就任  
現在に至る  
(現担当業務) 企画、IT企画担当

● 取締役候補者とした理由

蔦野哲郎氏は、企画、IT企画を担当し、経営戦略の策定、事業の拡大およびサステナビリティの推進等に尽力しております。財務・主計に精通し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

4

ます たに しゅう じ

榎谷修司

再任

生年月日

1965年12月7日

所有する当社の株式数

5,700株

● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 当社入社  
2006年10月 営業経理部第一課長  
2008年 4 月 営業経理部第四課長  
2010年 8 月 主計部主計課長  
2012年 6 月 営業経理部長  
2019年 6 月 兼松サステック株式会社に出向  
同社取締役就任  
2021年 6 月 当社執行役員就任  
2022年 6 月 取締役就任  
現在に至る  
(現担当業務) 財務、主計、営業経理担当

● 取締役候補者とした理由

榎谷修司氏は、入社以来財務、主計に従事し、豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。また、グループ会社の取締役を務めるなど、グループ経営にも精通しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

た はら ゆう こ  
田原 祐子

再任

社外  
取締役

独立  
役員

生年月日

1959年10月9日

所有する当社の株式数

0株

● 略歴、当社における地位および担当

1991年 4月	マンパワー・ジャパン株式会社 入社	2018年 6月	サンヨーホームズ株式会社 社外取締役(監査等委員)就任 現在に至る
1993年 8月	株式会社リック入社 電化住宅推進室長	2019年 6月	当社社外取締役就任 現在に至る
1998年 7月	株式会社ベーシック 代表取締役就任 現在に至る	2020年 4月	社会情報大学院大学(現社会構 想大学院大学) 先端教育研究所 客員教授
2012年 6月	一般社団法人フレームワーク普 及促進協会(現一般社団法人ナレ ッジマネジメント・ラボ) 代表理事就任 現在に至る	2021年 4月	社会情報大学院大学(現社会構 想大学院大学) 実務教育研究科 教授 現在に至る

● 重要な兼職の状況

株式会社ベーシック 代表取締役  
 一般社団法人ナレッジマネジメント・ラボ 代表理事  
 サンヨーホームズ株式会社 社外取締役(監査等委員)

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田原祐子氏は、企業経営における豊富な経験と人材・組織コンサルティング経験で培われた高い見識を有していることから、引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会委員長、指名委員として当社の役員報酬等の決定や役員候補者の選定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

6

た な か か ず ひ ろ  
田 中 一 弘

再任

社外  
取締役

独立  
役員

生年月日

1966年 8月31日

所有する当社の株式数

0株

● 略歴、当社における地位および担当

1990年 4月 株式会社日本興業銀行入行  
1999年 4月 神戸大学大学院経営学研究科  
助教授  
2003年 4月 一橋大学大学院商学研究科  
助教授  
2007年 4月 同大学院商学研究科准教授

2010年 4月 同大学院商学研究科教授  
2018年 4月 同大学院経営管理研究科教授  
現在に至る  
2019年 1月 同大学院経営管理研究科長・  
商学部長  
2020年 6月 当社社外取締役就任  
現在に至る

● 重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科 教授

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田中一弘氏は、経営学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識を有していることから、引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会委員長、報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



再任

社外  
取締役独立  
役員

生年月日

1955年9月14日

所有する当社の株式数

0株

## ● 略歴、当社における地位および担当

1982年4月	オリンパス光学工業株式会社 (現オリンパス株式会社) 入社	2012年4月	オリンパス株式会社 代表取締役社長執行役員就任
2001年4月	同社 内視鏡事業企画部長	2019年4月	同社取締役就任
2005年4月	オリンパスメディカルシステムズ 株式会社 第1開発本部長	2020年6月	株式会社京三製作所 当社社外取締役就任 現在に至る
2007年4月	同社 マーケティング本部長	2022年6月	同社社外取締役就任 現在に至る
2007年6月	オリンパス株式会社 執行役員就任 オリンパスメディカルシステムズ 株式会社 取締役就任	2023年6月	株式会社アマダ社外取締役就任 現在に至る

## ● 重要な兼職の状況

株式会社京三製作所 社外取締役  
株式会社アマダ 社外取締役

## ● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

笹 宏行氏は、オリンパス株式会社の代表取締役社長を務めるなど、企業経営における豊富な経験と高い見識を有していることから、引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。  
     田原祐子氏 5年  
     田中一弘氏 4年  
     笹 宏行氏 2年  
 4. 当社は、田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
 5. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、事業報告3 3)補償契約の内容の概要に記載のとおりです。各候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3 4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。  
 7. 田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

## [ 第2号議案 ] 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 平井基壽氏は任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

むらまつ よういちろう

村松 陽一郎

新任

生年月日	所有する当社の株式数
1965年10月13日	5,756株

### ● 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1988年4月 当社入社  
2007年10月 情報産業電子部第一課長  
2008年4月 兼松米国会社シリコンバレー支店長  
2014年4月 当社半導体マーケティング室長  
2015年4月 企画部長  
2015年6月 企画部長 ホクシン株式会社  
社外取締役(監査等委員)就任  
2019年6月 当社執行役員就任  
2021年6月 執行役員 兼松ドイツ会社社長  
兼 兼松欧州会社社長就任  
現在に至る

### ● 監査役候補者とした理由

村松陽一郎氏は、当社の企画部長をはじめホクシン株式会社の社外取締役、海外現地法人の社長を務めるなど、企業経営全般に関する経験・見識を当社の監査に反映していただくため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。





- (注) 1. 村松陽一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社と村松陽一郎氏との間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、現任の監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、事業報告3 3)補償契約の内容の概要に記載のとおりです。新任の候補者である村松陽一郎氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3 4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

## [ 第3号議案 ] 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

いちばのりこ  
市場典子

社外 監査役	独立 役員	生年月日 1971年5月15日	所有する当社の株式数 0株
-----------	----------	--------------------	------------------

### ● 略歴、当社における地位

1992年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2008年8月	税理士登録
1997年7月	加藤忠男税理士事務所入所	2008年10月	税理士法人アプライズ設立 代表社員 現在に至る
1999年8月	太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）入所	2021年6月	大豊建設株式会社 社外監査役 就任 現在に至る
2000年5月	公認会計士登録	2022年7月	いちごオフィスリート投資法人 監督役員就任 現在に至る
2002年11月	市場公認会計士事務所代表 現在に至る	2023年3月	日清紡ホールディングス株式 会社 社外監査役就任 現在に 至る
2006年8月	株式会社COMPASS入社 現在に至る		

### ● 重要な兼職の状況

市場公認会計士事務所 代表  
税理士法人アプライズ 代表社員  
大豊建設株式会社 社外監査役  
いちごオフィスリート投資法人 監督役員  
日清紡ホールディングス株式会社 社外監査役

### ● 補欠の社外監査役候補者とした理由

市場典子氏は、これまで公認会計士・税理士として培ってきた会計・税務に関する専門的な知識および経験を当社の監査に反映していただくことが期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 市場典子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市場典子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 市場典子氏が監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 市場典子氏が監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3-4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。市場典子氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
6. 市場典子氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

## [ご参考] スキル・マトリックス

当社は、2024年4月～2027年3月を対象期間とする中期経営計画「Integration 1.0」を策定し、①グループ一体経営の推進、②提供価値の拡充、③新たな価値創出に向けた組織能力の強化、④人的資本の強化、⑤経営機能の強化、⑥中長期的な株主価値の向上、の6つの基本方針を掲げました。これまでのトレーディングビジネスで培ってきた深い現場理解と、ICTソリューション事業を始めとするDXおよびGXにおける当社グループ全体の強みである無形資産を最大限掛け合わせ、「効率的かつ持続可能なサプライチェーンの変革をリードするソリューションプロバイダー」を中長期的

		プロフェッショナル・バックグラウンド					
		社内役員・部門長経歴		社外役員経歴 (含、関係会社)		グローバル (海外勤務歴)	
				事業セグメント	社名/役職		
取締役	谷川 薫 代表取締役 会長	電子・デバイス部門担当役員	1年	電子・デバイス(モバイル)	兼松コミュニケーションズ株式会社/取締役	米国	15年
		電子・デバイス担当役員・部門長	3年	電子・デバイス(半導体部品・製造装置)	Kanematsu Semiconductor Taiwan Ltd./董事		
		企画担当役員	2年	電子・デバイス(電子機器・電子材料)	カンタツ株式会社/取締役		
		内部監査担当役員(現職)	3年	電子・デバイス(電子機器・電子材料)	Kanematsu Industrial and Trading(Dalian F.T.Z)Co., Ltd./董事		
	宮部 佳也 代表取締役 社長	代表取締役社長	4年	電子・デバイス(ICTソリューション)	兼松エレクトロニクス株式会社/取締役	米国	10年
		代表取締役会長(現職)	3年				
		電子・IT部門副担当役員	1年	車両・航空(航空宇宙)	新東亜交易株式会社/取締役		
	髙野 哲郎 取締役	企画担当役員	3年	車両・航空(車両・車載部品)	Kanematsu Mexico S. de R.L. de C.V. /Director	米国	4年
		IT企画担当役員(現職)	3年	車両・航空(車両・車載部品)	カネヨウ株式会社/取締役		
	取締役	樹谷 修司 取締役	代表取締役社長(現職)	3年	電子・デバイス(電子機器・電子材料、環境関連事業)	兼松サステック株式会社/取締役	英国
財務・主計・営業経理担当役員			4年	その他(投資判断、ファンド運営)	AZ-Star株式会社/取締役		
田原 祐子 取締役 (非常勤)		企画担当役員(現職)	3年		兼松エレクトロニクス株式会社/取締役(現職)	ドイツ	2年
		財務・主計・営業経理担当役員(現職)	3年	電子・デバイス(電子機器・電子材料、環境関連事業)	兼松サステック株式会社/取締役		
		社外取締役(現職)	5年		株式会社ベーシック/代表取締役(現職)		
		社外取締役(現職)	4年		一般社団法人ナレッジマネジメント・ラボ学会/代表理事(現職)		
田中 一弘 取締役 (非常勤)	社外取締役(現職)	4年		サンヨーホームズ株式会社/社外取締役 監査等委員(現職)			
	社外取締役(現職)	2年		社会構想大学院大学/実務教育研究科教授(現職)			
監査役	笹 宏行 取締役 (非常勤)	社外取締役(現職)	2年		株式会社日本興業銀行勤務	米国	5年
		社外取締役(現職)	2年		一橋大学大学院経営管理研究科/教授(現職)		
	田島 良雄 監査役	社外取締役(現職)	5年		同大学院経営管理研究科長・商学部長	蒙州	4年
		監査役(現職)	1年	その他(物資)	Yokohama Tyre Australia PTY. LTD.		
監査役	村松陽一郎 監査役	監査役(現職)	1年	鉄鋼・素材・プラント(化学品)	兼松ケミカル株式会社	米国	5年
		電子・デバイス(モバイル)			兼松コミュニケーションズ株式会社/取締役・常務執行役員		
	倉橋 雄作 監査役 (非常勤)	企画担当役員	2年	電子・デバイス(電子部品・半導体)	ホクシン株式会社/社外取締役 監査等委員	米国	10年
		IT企画担当役員	2年				
稲葉 喜子 監査役 (非常勤)	社外監査役(現職)	5年		弁護士登録、中村・角田・松本法律事務所/パートナー	ドイツ	3年	
	社外監査役(現職)	3年		株式会社ユナイテッドアローズ/社外取締役 監査等委員(現職)			
				NISSHA株式会社/社外監査役(現職)			
				倉橋法律事務所/代表(現職)			
				稲葉公認会計士事務所/代表(現職)			
				株式会社はやぶさコンサルティング/代表取締役(現職)			
				税理士法人はやぶさ会計/代表社員(現職)			
				保森監査法人/代表社員(現職)			
				株式会社東京さらぼしフィナンシャルグループ/社外監査役(現職)			
				株式会社ディ・エヌ・エー/社外監査役(現職)			

に目指す姿と位置付けることでこれまでの延長線上に留まらない取組みを行ってまいります。  
取締役会はこれらの基本方針に基づく事業推進を後押しすべく、中長期的な株主価値の向上に向けて戦略的かつ大局的な観点での助言と監督を実効的に行うことを重要な職責と位置づけ、取締役会が備えるべきスキルとして9項目を特定いたしました。

表中の○印は、知見・経験を有する分野を表し、◎印は特に貢献が期待される分野を表しております。

中長期の経営戦略と取締役会に求められるスキル								
中長期的な企業価値の向上				事業投資		サステナビリティ、DX・GXの推進		
企業経営	事業戦略立案	人材マネジメント	ガバナンス	投資判断	ファイナンス	SDGs(ESG)経営思考	テクノロジー・DX	イノベーション
◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	○
◎	◎	○	○	◎	○	○	◎	◎
	◎		○	◎	◎	◎		◎
			○	◎	◎			
○		◎					◎	◎
			◎			◎		
◎	◎	○	◎	◎				○
			◎					
	◎		◎					
			◎					
○			◎					

以上

[提供書面]

## ◆ 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### 1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、インフレ鈍化を背景に各国の金融引締め政策が転換点を迎え景気は軟着陸に向かいつつある一方、中国の景気停滞長期化、中東情勢悪化による地政学リスクの高まりなどが世界景気の下振れ要因として懸念されます。

米国では、堅調な雇用情勢が個人消費を下支えしながらもインフレは鈍化し、金融引締めが終了を迎えつつある一方、2024年11月に控える大統領選の結果による景気への影響など先行きは注視が必要な状況です。

欧州では、インフレ鈍化により金融緩和の方向に向かいつつあるものの、足元の消費や雇用は低調が続いていることに加え、中東情勢悪化による地政学的緊張の高まりも懸念されるなど、景気回復の見通しは不透明な状況です。

中国では、不動産不況の継続や個人消費の低迷などにより景気は低調が続いており、本格的な景気の回復には時間が掛かる可能性が懸念されます。

日本経済は、インバウンド需要の回復、デジタル化の進展などを背景にした設備投資が堅調に推移し景気は回復傾向にある一方、マイナス金利政策の解除に続く利上げの影響など、景気の先行きは注視が必要な状況です。

このような環境のもと、当期の当社グループの業績につきましては、次のとおりとなりました。

販売が好調なモバイル事業や円安などの影響を受けたエネルギー事業を中心に増収となりました。持分法による投資の減損損失を計上した鉄鋼事業や好調に推移した前年同期に対して国内の需要減の影響を受けたエネルギー事業は減益となった一方、ICTソリューション事業やモバイル事業、食品事業などを中心に増益となりました。

その結果、収益は、前期比745億85百万円(8.2%)増加の9,859億93百万円となり、売上総利益は、前期比116億63百万円(8.9%)増加の1,425億57百万円となりました。営業活動に係る利益は、販売費及び一般管理費は増加しましたが売上総利益の増加により、前期比49億74百万円(12.8%)増加の438億70百万円となりました。また、税引前利益は、金融収支の悪化や持分法による投資の減損損失があった一方、営業活動に係る利益の増加などにより、前期比15億45百万円(4.3%)増加の372億41百万円となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比46億43百万円(25.0%)増加の232億18百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が、前期末比477億59百万円増加の7,253億47百万円となりました。有利子負債につきましては、借入金の返済などにより、前期末比133億48百万円減少の2,145億46百万円となりました。現預金を差し引いたネット有利子負債は、運転資金の増加などにより、前期末比114億77百万円増加の1,594億25百万円となりました。なお、有利子負債にはリース負債を含めておりません。また、資本のうち、親会社の所有者に帰属する持分につきましては、親会社の所有者に帰属する当期利益の積上げおよび円安や株高に伴うその他の資本の構成要素の増加などにより、前期末比307億93百万円増加の1,593億18百万円となりました。その結果、親会社所有者帰属持分比率は22.0%、ネット有利子負債資本倍率(ネットDER)は1.00倍となりました。

## 事業セグメント別の業績

### 電子・デバイス

収益 **3,285億82**百万円  
(前期比 **16.3** %増)

ICTソリューション事業は、セキュリティ対策やDX需要の高まりを背景としたネットワークおよびセキュリティ関連の案件が堅調に推移したことに加え、兼松エレクトロニクス株式会社の100%株式取得による効果が見られました。モバイル事業は、店舗再編の効果や販売台数の増加などにより好調に推移しました。その結果、セグメント全体では、増収増益となりました。



33.3%

### 食料

収益 **3,416億96**百万円  
(前期比 **0.4** %増)

食品事業は、冷凍フルーツや飲料原料の販売、海外加工食品ビジネスなどにより好調に推移しました。畜産事業は、軟調な国内相場により苦戦したものの、ウルグアイ産牛肉の販売貢献などもあり、前期と比較すると順調に推移しました。食糧事業は、前期と比較すると主要穀物相場が軟調に推移しました。その結果、セグメント全体では、増収増益となりました。



34.6%

### 鉄鋼・素材・プラント

収益 **2,136億68**百万円  
(前期比 **10.5** %増)

鉄鋼事業は、持分法投資に係る減損損失の影響を受けました。エネルギー事業は、国内の需要減の影響を受け、前期と比較すると低調に推移しました。その結果、セグメント全体では堅調な需要や円安により収益は増収となった一方で、親会社の所有者に帰属する当期利益は減益となりました。



21.7%



## 車両・航空

収益 **904億86**百万円  
(前期比 **11.2** %増)

航空宇宙事業は、航空・艦船関連取引が好調に推移しました。車両・車載部品事業は、市況改善などにより好調に推移しました。その結果、セグメント全体では、増収増益となりました。

9.2%

## その他

収益 **115億60**百万円  
(前期比 **15.7** %減)

その他の事業セグメントは、減収増益となりました。

1.2%

### (事業セグメント別収益)

事業セグメント	金額	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
電子・デバイス	328,582	33.3	16.3
食料	341,696	34.6	0.4
鉄鋼・素材・プラント	213,668	21.7	10.5
車両・航空	90,486	9.2	11.2
その他	11,560	1.2	△15.7
合計	985,993	100.0	8.2

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

## 2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

## 3) 資金調達の状況

当社グループは、6カ年の中期ビジョン「*future 135*」の中で掲げている「持続的成長」を実現するために必要な、低コストで安定的な資金調達を基本方針として資金調達活動に取り組んでおります。

当社グループの資金調達につきましては、各取引銀行、生損保等の金融機関との良好な関係を背景とした間接金融をベースに、長期資金の調達手段の一つとして普通社債を発行し資本市場からの調達も実施しております。なお、前期に実施した兼松エレクトロニクス株式会社の公開買付けならびにその後の完全子会社化に対する資金調達のひとつとして、当期は株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローン350億円を借入れしております。

この結果、当期末におけるネット有利子負債残高は1,594億25百万円となり、前期末に比べ114億77百万円増加いたしました。

## 4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## 5) 対処すべき課題

### ■ 中期ビジョン「*future 135*」の達成状況

当社グループは、当事業年度をもって6ヵ年（2018年4月～2024年3月）の中期ビジョン「*future 135*」の見直し後の定量目標をすべて達成しました。「*future 135*」では、基盤となる事業における持続的成長を目指すとともに、強みを有する事業分野での事業投資により規模の拡大や付加価値の獲得を追求する基本方針のもと、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という）やグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という）の取組みを重点施策に加え、定量目標の達成に向けた取組みを実施しました。

「*future 135*」は、定量目標の達成のみならず、中期経営計画「integration 1.0」の基盤を築くための期間でもあり、兼松エレクトロニクス株式会社と兼松サステック株式会社の完全子会社化や、革新的な技術や独自のビジネスモデルを持つ企業へのイノベーション投資などを実行しました。

### ■ 中期経営計画「integration 1.0」

2025年3月期からは中期経営計画「integration 1.0」（2024年4月～2027年3月）を新たにスタートし、より一層の企業の成長を実現するとともに、経営環境における課題の解決を積極的に推進して参ります。

#### （1）経営環境の認識と当社グループの目指す姿

中期経営計画「integration 1.0」の策定の前提においては、当社グループを取り巻く経営環境における対処すべき課題として、少子高齢化や2024年問題に起因した「労働力不足」、ESG・SDGsなどの倫理・環境に対する社会的な要請による「持続可能性への対応」、目まぐるしく変化する時代において変化を機微に捉え迅速に対応するための「経営のスピード化」、以上の3つを認識しております。当社グループは、これらの課題を起点に、目指す姿として「効率的かつ持続可能なサプライチェーンの変革をリードするソリューションプロバイダー」を掲げます。

## (2) 基本方針

当社グループの目指す姿の実現に向けては、これまでのトレーディングビジネスで培ってきた当社の強みと完全子会社化した兼松エレクトロニクス株式会社の強みを最大限生かすとともに、これまでの延長線上ではない取組みが必要になります。中期経営計画「integration 1.0」においては、以下の6つの基本方針を掲げ、着実に推進することにより、当社グループのすべてのステークホルダーに対する価値向上の実現とともに、中長期的な株主価値向上を実現します。

- ① グループ一体経営の推進
- ② 提供価値の拡充
- ③ 新たな価値創出に向けた組織能力の強化
- ④ 人的資本の強化
- ⑤ 経営機能の強化
- ⑥ 中長期的な株主価値の向上

## (3) 定量目標

中期経営計画「integration 1.0」における定量目標は以下のとおりとし、中長期的な株主価値向上の実現へ取り組みます。

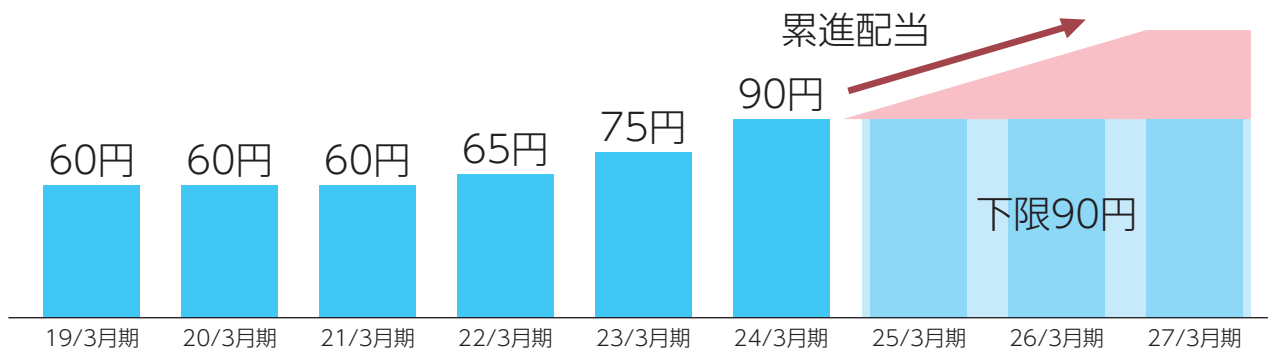
	[integration 1.0] 最終年度目標 (2027年3月期)	2024年3月期
連結当期利益	350億円	232億円
R O E	16~18%程度	16.1%
R O I C	8%以上	6.4%
ネットDER	1.0倍程度	1.00倍

(注) 連結当期利益は親会社の所有者に帰属する当期利益を示しております。

#### (4) 株主還元方針

当事業年度の期末配当金につきましては、2023年5月9日に公表した配当予想のとおり1株当たり45円とさせていただきます。中間配当において1株当たり45円の配当を実施しておりますので、年間配当金は1株当たり90円となり、その結果、配当性向は、32.4%となりました。

2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画「integration 1.0」期間の配当につきましては、年間配当金を下限90円と定め、累進配当を実施いたします。総還元性向は30%～35%として、親会社の所有者に帰属する当期利益の成長に応じて増配を行う方針です。



## (5) 来期の見通し

来期においては、各国の金融環境緩和が消費を下支えし景気回復が期待される一方で、中国の景気停滞長期化、中東情勢悪化による地政学リスクの高まりなどが世界景気の下振れ要因として懸念されます。

日本経済は、インバウンド需要など内需は堅調を維持すると見込まれる一方で、先行き不透明な海外経済の減速が下押し圧力となる懸念もあり、景気回復は緩やかなものに留まると見込まれます。

このような環境のもと、グループ一体経営の推進や提供価値の拡充による更なる成長を目指し、来期の親会社の所有者に帰属する当期利益は250億円を見込んでおります。

また、来期の配当予想につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、中期経営計画の株主還元方針に基づき1株当たり年間配当金は100円を予定しており、配当性向は、33.4%となる見込みです。

### \*業績予想に関するご注意

本資料に記載されている業績見通しなどの将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績などは様々な要因により大きく異なる可能性があります。

## 6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第127期 (2021年3月期)	第128期 (2022年3月期)	第129期 (2023年3月期)	第130期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
収 益 (百万円)	649,142	767,963	911,408	985,993
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	13,315	15,986	18,575	23,218
基本的1株当たり 当期利益 (円)	159.44	191.42	222.38	277.90
資 産 合 計 (百万円)	557,495	634,456	677,588	725,347
資 本 合 計 (百万円)	180,492	199,282	143,423	176,000

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。  
2. 「基本的1株当たり当期利益」は、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を控除した期中平均株式数により算出しております。

## 7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
兼松エレクトロニクス株式会社	百万円 9,031	% 100.00	情報・通信関連機器のシステムインテグレーション・サービス
兼松コミュニケーションズ株式会社	百万円 1,425	100.00	移動体通信機器販売、 モバイルインターネットシステム・サービス
兼松サステック株式会社	百万円 3,325	100.00	保存処理木材製品の製造・販売、地盤調査・改良工事、 セキュリティ監視カメラの施工・販売
兼松トレーディング株式会社	百万円 260	100.00	一般鋼材・建築用資材の販売
株式会社兼松ケージーケイ	百万円 706	100.00	工作機械・産業機械の販売
兼松ペトロ株式会社	百万円 1,000	100.00	石油製品および液化石油ガスの販売
新東亜交易株式会社	百万円 500	100.00	ペットフード、飼料・食糧、自販機用飲料、 鉄鋼・樹脂製品、航空機用エンジンなどの販売
Kanematsu USA Inc.	千米ドル 100,000	100.00	商品の輸出入および販売

## 8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、国内外のネットワークと各事業分野で培ってきた専門性と、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流などの商社機能を有機的に結合して、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い分野で、多種多様な商品・サービスを提供しております。

## 9) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

### ①当社の主要な事業所

国 内：神戸本店（神戸市中央区）、東京本社（東京都千代田区）、大阪支社（大阪市中央区）  
海 外：マニラ支店

### ②主要な子会社の事業所

国 内：兼松エレクトロニクス株式会社（東京都中央区）  
兼松コミュニケーションズ株式会社（東京都渋谷区）  
兼松サステック株式会社（東京都中央区）  
兼松トレーディング株式会社（東京都中央区）  
株式会社兼松ケージーケイ（東京都中央区）  
兼松ペトロ株式会社（東京都千代田区）  
新東亜交易株式会社（東京都千代田区）  
海 外：Kanematsu USA Inc.（米国）



## 10) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電 子 ・ デ バ イ ス	5,195	422
食 料	794	11
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	1,299	47
車 両 ・ 航 空	373	10
そ の 他	238	9
全 社 ( 共 通 )	454	△12
合 計	8,353	487

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## 11) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	40,909
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	24,928
農 林 中 央 金 庫	18,745
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	15,777
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	14,187

(注) 上記の残高には、株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケートローンは含まれておりません。

## 12) その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- 2) 発行済株式総数 84,500,202株 (自己株式265,818株を含む)
- 3) 株主数 39,952名
- 4) 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 12,586	% 14.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,232	6.21
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,756	3.27
東京海上日動火災保険株式会社	1,990	2.36
株式会社三菱UFJ銀行	1,417	1.68
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505223	1,402	1.66
MSIP CLIENT SECURITIES	1,391	1.65
農林中央金庫	1,249	1.48
ザバンクオブニューヨークメロン 140044	1,186	1.40
ジェーピーモルガンチェースバンク 385781	1,166	1.38

(注) 持株比率は自己株式 (265,818株) を控除して計算しております。なお、自己株式 (265,818株) には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式 (651,500株) は含めておりません。

### 3 会社の役員に関する事項

#### 1) 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	谷川 薫	監査室担当
代表取締役社長	宮部 佳也	グループ成長戦略推進担当
取締役	薦野 哲郎	企画、IT企画担当
取締役	榭谷 修司	財務、主計、営業経理担当
取締役	田原 祐子	株式会社ベーシック 代表取締役 一般社団法人ナレッジマネジメント・ラボ 代表理事 サンヨーホームズ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役	田中 一弘	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
取締役	笹 宏行	株式会社京三製作所 社外取締役 株式会社アマダ 社外取締役
監査役 (常勤)	平井 基壽	
監査役 (常勤)	田島 良雄	
監査役	倉橋 雄作	弁護士 株式会社ユナイテッドアローズ 社外取締役 (監査等委員) NISSHA株式会社 社外監査役
監査役	稲葉 喜子	公認会計士、税理士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役

- (注) 1. 取締役 田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 倉橋雄作氏および稲葉喜子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は以下のとおりであります。
- ・監査役 平井基壽氏は、長年にわたり企業経営の要職を歴任した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役 田島良雄氏は、長年にわたり企業経営の要職を歴任した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役 稲葉喜子氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、会計および税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役 田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏、社外監査役 倉橋雄作氏および稲葉喜子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年4月1日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
※ 社長	宮部 佳也	グループ成長戦略推進担当
専務執行役員	本下 俊秀	リスクマネジメント、法務コンプライアンス担当
専務執行役員	菅 栄治	鉄鋼・素材・プラント部門長、GX推進担当、大阪支社長、名古屋支店長
常務執行役員	原田 雅弘	電子・デバイス部門長、DX推進担当
※ 上席執行役員	薦野 哲郎	企画、IT企画担当
上席執行役員	城所 僚一	車両・航空部門長、車両・車載部品第二部長
上席執行役員	山科 裕司	人事、総務、運輸保険担当
執行役員	岩田 修	鉄鋼・素材・プラント部門副部門長
執行役員	村松 陽一郎	Kanematsu GmbH 社長、Kanematsu Europe Plc 社長
執行役員	中嶋 潤	食糧部門長
執行役員	橋本 徹	畜産部門長、畜産第二部長
執行役員	西村 浩一	食品部門長
執行役員	藤田 彰彦	Kanematsu USA Inc.社長
執行役員	楠田 香	内部監査副担当、内部監査部長
※ 執行役員	榭谷 修司	財務、主計、営業経理担当
執行役員	渡辺 亮	ICTソリューション部門長、兼松エレクトロニクス株式会社社長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

## 2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏、監査役である平井基壽氏および田島良雄氏、社外監査役である倉橋雄作氏および稲葉喜子氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

### 3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である谷川 薫氏、宮部佳也氏、蔦野哲郎氏、榎谷修司氏、田原祐子氏、田中一弘氏および笹 宏行氏、監査役である平井基壽氏、田島良雄氏、倉橋雄作氏および稲葉喜子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える訴訟費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合の損失等は補償の対象外としております。

### 4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、法令違反や私的な利益供与等に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めております。

### 5) 取締役および監査役の報酬等の額

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、決議する内容についてあらかじめ報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

## 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

## 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

## 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（親会社の所有者に帰属する当期利益）を反映した現金報酬とし、業績指標とその値より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。業績指標は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標（親会社の所有者に帰属する当期利益）を反映した株式報酬とし、中期経営計画に定める業績目標の達成度等に応じて算出された株式数を退任時に交付する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝40%～70%：15%～45%：15%～30%とする（業績目標を100%達成の場合）。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬の額および業績連動報酬の決定方法については、取締役会は、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し、決定することとする。また、非金銭報酬等の決定方法は報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定する。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数(名)
		金銭報酬等		非金銭報酬等 業績連動型 株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬等		
取締役（社外取締役を除く）	286	156	58	71	4
社外取締役	31	31	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	58	58	—	—	3
社外監査役	19	19	—	—	2
計	395	265	58	71	12

- (注) 1. 取締役の金銭報酬等の額は、2023年6月27日開催の第129回定時株主総会において、年額4億50百万円以内（うち、社外取締役の報酬額は、2022年6月24日開催の第128回定時株主総会において、年額40百万円以内）と決議しております。第128回定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）、第129回定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）であります。
2. 監査役の金銭報酬等の額は、2015年6月24日開催の第121回定時株主総会において、年額84百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）であります。
3. 金銭報酬等とは別枠で、2018年6月22日開催の第124回定時株主総会において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、対象となる取締役（社外取締役を除く）に対し、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて交付する業績連動型株式報酬を決議しております。本制度は、2018年8月から2024年8月までの約6年間を信託期間として、信託期間の年数に140,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）を乗じた数を対象となる取締役（社外取締役を除く）に付与するポイント総数の上限としております。また、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限として合計金4億50百万円、当社株式の取得方法を取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法または自己株式の処分による方法としております。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（社外取締役を除く）であります。
4. 業績連動報酬等および非金銭報酬等に係る業績指標は親会社の所有者に帰属する当期利益であり、当期の実績は232億18百万円であります。当該指標を選択した理由は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針 3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。
5. 業績連動報酬等は、有価証券報告書に記載される親会社の所有者に帰属する当期利益に0.25%を乗じた金額（親会社の所有者に帰属する当期利益が50億円未満の場合は0円）または58,750千円のいずれか少ない金額で算定しております。
6. 業績連動型株式報酬は、中期経営計画に定める期間（2018年4月1日から2024年3月末日までの期間）を評価対象期間とし、当該評価対象期間1年ごとに次の算式により算出（1円未満切り上げ）し、合計した額を業績連動型株式報酬額といたします。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値は、当該評価対象期間の最終年度の有価証券報告書に記載される親会社の所有者に帰属する当期利益といたします。

業績連動型株式報酬額の算出式：

親会社の所有者に帰属する当期利益50億円未満：0円

親会社の所有者に帰属する当期利益50億円以上250億円未満：親会社の所有者に帰属する当期利益×0.18%

親会社の所有者に帰属する当期利益250億円以上300億円未満：親会社の所有者に帰属する当期利益×0.20%

親会社の所有者に帰属する当期利益300億円以上：60百万円

なお、評価対象期間の途中で対象となる取締役が死亡または退任した場合は、中期経営計画の始期から（当該評価対象期間の期間内に、新たに取締役となった場合は取締役となった月を含む事業年度から）死亡または退任日の直前に終了した事業年度までを評価対象期間として置き換えて、業績連動型株式報酬額を算出いたします。

7. 業績連動型株式報酬の金額（71百万円）は、業績連動型株式報酬に係る費用として当事業年度に計上した金額であります。
8. 当事業年度末の取締役（社外取締役を除く）は4名、社外取締役は3名、監査役（社外監査役を除く）は2名、社外監査役は2名であります。上表の監査役（社外監査役を除く）の支給員数と相違しておりますのは、2023年6月27日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって退任した、監査役1名が含まれているためであります。

## 6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 田原祐子氏は、株式会社ベーシックの代表取締役、一般社団法人ナレッジマネジメント・ラボの代表理事およびサンヨーホームズ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社ベーシック、一般社団法人ナレッジマネジメント・ラボおよびサンヨーホームズ株式会社との間に特別な取引関係はありません。
- 取締役 田中一弘氏は、一橋大学大学院経営管理研究科の教授であります。当社と一橋大学との間に特別な取引関係はありません。
- 取締役 笹 宏行氏は、株式会社京三製作所の社外取締役および株式会社アマダの社外取締役であります。当社と株式会社京三製作所および株式会社アマダとの間に特別な取引関係はありません。
- 監査役 倉橋雄作氏は、株式会社ユナイテッドアローズの社外取締役（監査等委員）およびNISSHA株式会社の社外監査役であります。当社と株式会社ユナイテッドアローズおよびNISSHA株式会社との間に特別な取引関係はありません。
- 監査役 稲葉喜子氏は、株式会社はやぶさコンサルティングの代表取締役、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの社外監査役および株式会社ディー・エヌ・エーの社外監査役であります。当社と株式会社はやぶさコンサルティング、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループおよび株式会社ディー・エヌ・エーとの間に特別な取引関係はありません。



## ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	田原 祐子	17回中 17回	—	企業経営における豊富な経験と人材・組織コンサルティング経験で培われた高い見識に基づき、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、報酬委員会委員長、指名委員として客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定や役員候補者の選定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
	田中 一弘	17回中 17回	—	経営学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づき、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名委員会委員長、報酬委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
	笹 宏行	17回中 17回	—	企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
監査役	倉橋 雄作	17回中 17回	14回中 14回	弁護士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	稲葉 喜子	17回中 17回	14回中 14回	公認会計士、税理士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

### 1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

### 2) 報酬等の額

区 分		監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
		百万円	百万円
当	社	162	0
連 結	子 会 社	206	—
	計	368	0

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんが、監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 非監査証明業務に基づく報酬には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kanematsu USA Inc.は、PwC Japan有限責任監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

### 3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5 会社の体制および方針

### 1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### ①業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。  
(最終改定 2022年6月24日)

#### 「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

#### <われらの信条>

- ①伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
- ②会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
- ③組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

#### (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ②コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。
- ③内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。
- ⑤反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「取締役会規程」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ②「文書保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保存する。
- ③当該「文書保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

## (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規程」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規程や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ②必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ④ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規程」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

## (4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」を定め、定例取締役会を原則1ヵ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ②経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。
- ④会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規程」を制定する。

- ⑤重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規程」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。
- ⑥業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規程」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

#### (5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規程に定める「関係会社運営に関する職務権限明細表」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。
- ②年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

#### (6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

#### (7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ①監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

## **(8) 当社の監査役への報告に関する体制**

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ②内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1ヵ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。
- ③取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

## **(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ②監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以上

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて内部統制システムを適切に整備しております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

### • コンプライアンスおよびリスク管理の状況

社長をはじめ各執行役員から当社従業員および当社子会社の役職員に向け、コンプライアンスの重要性、個々人の倫理観を確立する必要性について継続的に発信するとともに、兼松グループコンプライアンスハンドブックおよびハラスメントハンドブックを利用しつつ、役職員向け社内コンプライアンス研修での事例紹介、コンプライアンス違反の懸念を認知した場合の即時報告の徹底など、コンプライアンス意識の浸透と充実に引き続き取り組みました。

より一層の効率性・実効性のある業務統制とリスク管理を図るべく、職務権限規程をはじめとした社則等の社内ルールにつき、法令変更や外部環境の変化を踏まえて適宜改定を行いました。業務リスク管理上の施策としましては、情報セキュリティ意識向上を目的とした不審メール訓練、ビジネスメール詐欺に関する注意喚起の実施を継続することに加え、従業員向けのセキュリティ講習を実施し、当社が保有、保存する情報資産の重要性を説くとともに情報セキュリティへの更なる意識向上と社内周知・徹底を図りました。

内部統制・コンプライアンス委員会は計2回開催し、当社および当社子会社における内部統制システムの整備・運用・評価・改善などについて、リスクの総合的評価という観点から協議いたしました。

また、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まる関係会社社長会を2回開催し、当社グループ全体の内部統制・コンプライアンスやリスク管理に関する課題・情報を共有いたしました。

### • 取締役等の職務遂行の状況

取締役会は、原則月1回、計17回開催し、経営理念、中長期戦略、コーポレート・ガバナンスなど、当社および当社グループの経営方針その他の重要事項を決定いたしました。

経営会議は、原則月2回、計27回開催し、取締役会が決定した経営方針に基づいて業務執行の指揮、指導にあたりました。案件審議会は原則月2回、計24回開催し、重要案件について事前に審議した結果を裁者に答申いたしました。

子会社の経営につきましては、当社に主管部門を定め、重要な事項について事前申請の承認や報告徴求を行いました。

中期ビジョン「*future 135*」の最終年度目標の到達に向けた重点施策と将来に向けた更なる成長軌道を念頭とした積極的な推進について、節目ごとに社長講話およびイントラネットを通じて従業員への周知・浸透を実施しました。具体的な施策としましては、兼松グループ人権方針に沿った人権リスク調査対象事業の特定、人権課題に対する影響度評価、人権侵害防止策や取り組みの実効性のモニタリングの実施に加え、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）への賛同表明を行いました。また、DXビジネスの展開、脱炭素化推進に向けた外部との業務提携、関連事業への投資と外部との協業も行いました。その他新規事業の推進・拡大の実現を目指したイノベーション投資の継続的な実施に全社的なシナジー発揮を加えるために「グループ成長戦略推進室」を新設し、更なるイノベーション創出を行う体制を整備いたしました。人材面の取り組みとしては、昨年に続き「健康経営優良法人2024」の認定を受けたほか、従業員の自律的な働き方と業務実績向上実現の両立を目的とした「テレワーク規程」の制定や、「公平性」の観点を加えたダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）推進のための施策を引き続き実施しております。

#### ● 監査役監査の実効性確保の状況

監査役は、取締役の職務執行を監査するにあたり、代表取締役その他の取締役および執行役員・部長その他の従業員から適宜業務執行やリスク管理状況についての報告を受け、またすべての取締役会、経営会議のほか、重要な会議・委員会に出席しました。また、主要なグループ会社の代表取締役から業務執行等について報告を受け、それらの会社の監査役等とも、グループ会社監査役会議の開催や個別の面談の場を通じ適宜の情報共有を行いました。

内部監査部門である監査室は、内部監査と監査役監査との連携を図るべく、監査役との定期的な面談を実施し、子会社監査を含めた内部監査の年次計画、実施状況、監査結果等について説明しました。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査計画および実施状況、ならびに当社の業績や財政状態に影響を与える事項、監査上の主要な検討事項等について意見交換することを通じて、会計監査人の取締役からの独立性の確認や会計監査人の体制・業務品質の評価を行いました。



## 2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えております。

配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、中期ビジョン「integration 1.0」の配当性向（総還元性向）30～35%を目途に、年間配当90円を下限として累進配当を実施することを目標に掲げております。

なお、当社では、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当につきましては、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。また同様に、中間配当および期末配当の基準日を、それぞれ毎年9月30日および3月31日とする旨を定款に規定しており、取締役会の決議による年2回の配当を原則としております。

# ◆ 連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
<b>流動資産</b>	<b>543,513</b>
現金及び現金同等物	53,431
営業債権及びその他の債権	287,119
棚卸資産	158,784
その他の金融資産	9,988
その他の流動資産	34,189
<b>非流動資産</b>	<b>181,834</b>
有形固定資産	47,190
のれん	16,952
無形資産	29,621
持分法で会計処理されている投資	20,471
営業債権及びその他の債権	1,541
その他の投資	53,019
その他の金融資産	6,978
繰延税金資産	1,893
その他の非流動資産	4,164
<b>資産合計</b>	<b>725,347</b>

科目	金額
(負債の部)	
<b>流動負債</b>	<b>414,675</b>
営業債務及びその他の債務	239,563
社債及び借入金	117,043
リース負債	7,492
その他の金融負債	8,694
未払法人税等	6,812
引当金	304
その他の流動負債	34,765
<b>非流動負債</b>	<b>134,671</b>
社債及び借入金	97,502
リース負債	13,721
その他の金融負債	3,576
退職給付に係る負債	6,076
引当金	2,352
繰延税金負債	10,331
その他の非流動負債	1,109
<b>負債合計</b>	<b>549,347</b>
(資本の部)	
<b>資本</b>	
資本金	27,781
資本剰余金	—
利益剰余金	97,236
自己株式	△1,238
<b>その他の資本の構成要素</b>	<b>35,539</b>
在外営業活動体の換算差額	14,262
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	19,958
キャッシュ・フロー・ヘッジ	1,318
<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>159,318</b>
<b>非支配持分</b>	<b>16,681</b>
<b>資本合計</b>	<b>176,000</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>725,347</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
収益		985,993
原価		△843,435
売上総利益		142,557
販売費及び一般管理費		△106,177
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	1,781	
その他の収益	6,850	
その他の費用	△1,142	7,490
営業活動に係る利益		43,870
金融収益		
受取利息	1,113	
受取配当金	1,322	
その他の金融収益	83	2,518
金融費用		
支払利息	△6,109	
その他の金融費用	△477	△6,586
持分法による投資損益		△212
持分法による投資の減損損失		△2,349
税引前利益		37,241
法人所得税費用		△12,655
当期利益		24,586
当期利益の帰属：		
親会社の所有者		23,218
非支配持分		1,367

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素 在外営業活動体の 換算差額	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産
2023年3月31日残高	27,781	—	80,543	△1,259	8,878	11,829
当期利益			23,218			
その他の包括利益					5,384	8,112
当期包括利益	—	—	23,218	—	5,384	8,112
配当金			△6,893			
非支配持分株主に対する配当金						
自己株式の取得				△4		
自己株式の処分		0		24		
非支配持分株主との資本取引		△314				
株式報酬取引		161				
非支配持分株主に付与されたプット・オプション		60				
所有者との取引額合計	—	△91	△6,893	20	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		91	△91			
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			458			16
2024年3月31日残高	27,781	—	97,236	△1,238	14,262	19,958

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分			
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	確定給付制度の再測定	その他の資本の構成要素合計	合計			
2023年3月31日残高	752	—	21,460	128,525	14,898	143,423	
当期利益			—	23,218	1,367	24,586	
その他の包括利益	565	475	14,537	14,537	1,843	16,380	
当期包括利益	565	475	14,537	37,756	3,210	40,966	
配当金			—	△6,893		△6,893	
非支配持分株主に対する配当金			—	—	△481	△481	
自己株式の取得			—	△4		△4	
自己株式の処分			—	24		24	
非支配持分株主との資本取引			—	△314	△945	△1,259	
株式報酬取引			—	161		161	
非支配持分株主に付与されたプット・オプション			—	60		60	
所有者との取引額合計	—	—	—	△6,963	△1,426	△8,390	
利益剰余金から資本剰余金への振替			—	—		—	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△475	△458	—		—	
2024年3月31日残高	1,318	—	35,539	159,318	16,681	176,000	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# ◆ 計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額
<b>流動資産</b>	<b>222,289</b>
現金及び預金	16,358
受取手形	2,304
売掛金	84,810
有価証券	2
棚卸資産	67,194
前渡金	3,900
前払費用	1,127
短期貸付金	2
関係会社短期貸付金	33,105
未収入金	4,099
デリバティブ債権	5,582
その他	3,825
貸倒引当金	△23
<b>固定資産</b>	<b>217,657</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,947</b>
建物	1,159
機械及び装置	189
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	373
土地	5
リース資産	219
<b>無形固定資産</b>	<b>868</b>
ソフトウェア	845
その他	23
<b>投資その他の資産</b>	<b>214,841</b>
投資有価証券	35,557
関係会社株式	168,402
出資金	1,387
関係会社出資金	6,117
長期貸付金	1,257
従業員に対する長期貸付金	4
関係会社長期貸付金	1,347
固定化営業債権	206
長期前払費用	235
前払年金費用	370
その他	1,851
貸倒引当金	△1,896
<b>繰延資産</b>	<b>48</b>
社債発行費	48
<b>資産合計</b>	<b>439,996</b>

科目 (負債の部)	金額
<b>流動負債</b>	<b>225,451</b>
支払手形	130
輸入荷為替手形	68,107
買掛金	28,066
1年内償還予定の社債	5,000
短期借入金	51,469
リース債務	111
未払金	10,733
未払費用	1,726
未払法人税等	183
前受金	5,078
預り金	51,985
前受収益	66
資産除去債務	49
デリバティブ債務	2,730
その他	14
<b>固定負債</b>	<b>99,004</b>
社債	10,000
長期借入金	83,045
リース債務	121
退職給付引当金	17
株式給付引当金	563
資産除去債務	351
繰延税金負債	4,769
その他	135
<b>負債合計</b>	<b>324,456</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>103,136</b>
資本金	27,781
<b>資本剰余金</b>	<b>26,887</b>
資本準備金	26,887
その他資本剰余金	0
<b>利益剰余金</b>	<b>49,695</b>
利益準備金	131
その他利益剰余金	49,563
別途積立金	1,836
繰越利益剰余金	47,727
<b>自己株式</b>	<b>△1,228</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>12,404</b>
その他有価証券評価差額金	11,092
繰延ヘッジ損益	1,311
<b>純資産合計</b>	<b>115,540</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>439,996</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
収益		397,709
原価		381,309
売上総利益		16,400
販売費及び一般管理費		16,941
営業損失 (△)		△540
営業外収益		
受取利息	1,224	
受取配当金	8,640	
為替差益	5,330	
その他	696	15,891
営業外費用		
支払利息	4,107	
その他	593	4,701
経常利益		10,650
特別利益		
有形固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	3	
事業譲渡益	73	80
特別損失		
固定資産処分損	17	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	87	
関係会社整理損	189	296
税引前当期純利益		10,434
法人税、住民税及び事業税	△171	
法人税等調整額	662	491
当期純利益		9,943

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金合計 繰越利益剰余金			
当期首残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	44,733	46,701	△1,248	100,120
当期変動額										
剰余金の配当				－			△6,949	△6,949		△6,949
当期純利益				－			9,943	9,943		9,943
自己株式の取得				－				－	△4	△4
自己株式の処分			0	0				－	24	24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－				－		－
当期変動額合計	－	－	0	0	－	－	2,994	2,994	20	3,015
当期末残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	47,727	49,695	△1,228	103,136

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,237	814	6,051	106,172
当期変動額				
剰余金の配当			－	△6,949
当期純利益			－	9,943
自己株式の取得			－	△4
自己株式の処分			－	24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,855	496	6,352	6,352
当期変動額合計	5,855	496	6,352	9,367
当期末残高	11,092	1,311	12,404	115,540

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

兼松株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 矢野 貴 詳  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 新田 将 貴  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 平岡 伸 也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、兼松株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

兼松株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢野 貴 詳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新田 将 貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岡 伸 也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

#### 兼松株式会社 監査役会

常勤監査役	平 井 基 壽
常勤監査役	田 島 良 雄
社外監査役	倉 橋 雄 作
社外監査役	稲 葉 喜 子

以 上

# 第 130 回定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京商工会議所 5 階 渋谷ホール

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 2 号 丸の内二重橋ビル TEL 03-3283-7680

交 通

東京メトロ・  
都営地下鉄

○『二重橋前<丸の内>』駅（千代田線）

○『日比谷』駅（三田線）

※B5出口よりビル直結の地下コンコースをご利用いただけます。

JR

『有楽町』駅 国際フォーラム口より徒歩 5 分

『東 京』駅 丸の内南口より徒歩 10 分



\*車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。